

# 茨城県行政組織条例（抜粋）

## 第4章 付 属 機 関

（設置及び担任事項）

第22条 知事（教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会。以下第24条及び第26条において同じ。）の求めに応じ、調停、審査、審議、調査等を行なうため、県に別表の左欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任事項は、それぞれ別表の右欄に掲げるとおりとする。

（委員及び臨時委員の設置）

第23条 附属機関に委員をおく。

2 臨時又は特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、臨時委員をおくことができる。

（委員及び臨時委員の任命、任期等）

第24条 委員及び臨時委員は、関係公務員、関係団体の役職員及び学識経験者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、茨城県特別職報酬等審議会の委員は、当該諮問事項に係る答申を終えたときをもって解任されるものとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 臨時委員は、当該臨時又は特別の事項の調査審議等が終了したときは、その職を失うものとする。当該附属機関の他の委員の任期が満了したときも、また同様とする。

5 前3項の規定にかかわらず、学識経験者以外の特定の地位又は職により選任された委員及び臨時委員は、当該地位又は職を退いたときは、その職を失うものとする。

6 委員の定数が増加したため、あらたに就任した委員の任期は、当該附属機関の他の委員の任期満了の日までとする。

（委員長及び副委員長）

第25条 附属機関に委員長及び副委員長各1人をおく。ただし、附属機関において、必要があるときは、副委員長の定数を増加することができる。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を統理し、附属機関を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 26 条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員の任命又は委嘱後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長が欠けたときの会議は、知事が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の数の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決する。

(委任)

第 27 条 この条例に定めるもののほか、委員の定数その他必要な事項は、知事(教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会)が定める。

別表

1 知事の附属機関

附属機関名	担 任 事 項
茨城県原子力審議会	次の事項を調査審議すること。 1. 原子力施策の基本方針 2. 原子力の開発及び利用促進 3. 放射線障害の防止対策 4. その他原子力に関し必要な事項

# 茨城県原子力審議会規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)第27条の規定に基づき茨城県原子力審議会(以下「審議会」という。)の委員の定数等を定めるものとする。

## (委員の定数)

第2条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、25人以内とする。

## (委員の任命範囲)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 県議会の議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係市町村の長

## (組織)

第4条 審議会に副委員長2人をおく。

第5条 審議会は、専門的事項を調査審議するため、必要に応じ部会をおく。

- 2 部会の設置並びにその名称、担任事項及び部会委員の選出方法等は、審議会が定める。
- 3 部会に部会長及び副部会長各1人をおき、部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、会議の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

## (幹事)

第6条 審議会に幹事若干人をおく。

- 2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、委員を補佐する。

## (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は審議会が定める。